

「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」と同報告書を踏まえた運用上の施策等について

法務省保護局更生保護振興課
企画調整官

熊坂洋三 Yozo Kumasaka

I はじめに

保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、安全・安心な地域社会のため、欠くことのできない存在である。

我が国の保護司制度の源流の詳細は本誌2026年4月号（79巻2号）「保護司制度の課題と展望」（「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の概要について」）（以下「4月号解説」という。）を、また、保護司の実際の処遇の様子については本誌2026年8月号（79巻4号）に記事が寄稿される予定であるので参照されたい。今日の保護司制度においては、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されており、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいることが課題となっている。

本稿においては、保護司制度の課題について検討を行った「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」とその運用上の施策、また、その後の保護司法等の改正を踏まえた今後の取組について解説する。なお、本稿中意見にわたる部分は、筆者の私見である。

II 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会について

近年の保護司制度の現状を踏まえ、令和5年3月17日に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」において、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行」が盛り込まれ、「時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる」とされた。

これにより、同年5月17日に法務大臣決定として「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」（以下「検討会」という。）が設置され、ベテラン・若手の保護司5名を含む構成員12名により検討が進められていたところ、令和6年5月に保護観察対象者が担当保護司を殺害したとして逮捕される事案が発生したことから、保護司の安全確保についても議論を行い、同年10月3日に検討会から法務大臣に対して報告書が提出された。